

監査報告書

令和8年5月14日

公益社団法人神戸女学院めぐみ会
会長 米津博子 殿

公益社団法人神戸女学院めぐみ会

監事 大黒泰子 ㊟

監事 前田厚子 ㊟

私たちは監事として、定款第34条に基づき公益社団法人神戸女学院めぐみ会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの業務の執行及び財産の状況について監査いたしました。その方法及び結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 監査の方法及びその内容

私たちは監事として、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況について調査し、当該事業年度の事業報告及び附属明細書について検討した。さらに、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録について検討した。

2 監査の結果

① 事業報告

事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、公益社団法人神戸女学院めぐみ会の状況を正しく示していると認めた。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。

② 財務諸表等

財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めた。

以上